

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則 附属書[11] 補機及び管装置</p> <p>2 液量計測装置及び測深管</p> <p>(1) 国際航海に従事する船舶及び遠洋区域または近海区域を航行区域とする旅客船の燃料油タンク、潤滑油タンク及びその他の可燃性油タンク(以下「油タンク」という。)の液量計測装置及び測深管は、(i)又は(ii)に掲げるものであること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の要件に適合する閉鎖装置を有する測深管</p> <p>(イ) その上端が隔壁甲板(横置水密隔壁の上端に接する甲板をいう。)より上方の近寄りやすい位置(隔壁甲板の上方に導くことが困難な場合で自動閉鎖装置付き仕切弁又はコックを設けている場合にあつては、軸路の床板上の近づきやすい位置)まで達していること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>心得附則 (平成 20 年 12 月 25 日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 21 年 1 月 1 日より適用する。</p>	<p>6-1 船舶機関規則 附属書[11] 補機及び管装置</p> <p>2 液量計測装置及び測深管</p> <p>9.1(a) (1) 国際航海に従事する船舶及び遠洋区域または近海区域を航行区域とする旅客船の燃料油タンク、潤滑油タンク及びその他の可燃性油タンク(以下「油タンク」という。)の液量計測装置及び測深管は、(i)又は(ii)に掲げるものであること。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 次の要件に適合する閉鎖装置を有する測深管</p> <p>(イ) その上端が隔壁甲板(区画規程第4条の隔壁甲板をいう。)より上方の近寄りやすい位置(隔壁甲板の上方に導くことが困難な場合で自動閉鎖装置付き仕切弁又はコックを設けている場合にあつては、軸路の床板上の近づきやすい位置)まで達していること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

○船舶検査心得 2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示</p> <p>第2章 船体の水密を保持するための構造</p> <p>第4節 上甲板及び暴露された船楼甲板</p> <p>(上甲板等のハッチの閉鎖装置)</p> <p>12.1 (a) 本項において、鋼製ハッチカバの頂板、ハッチビーム、防撓材等の寸法、断面積、断面二次モーメント、断面係数等の計算については、NK鋼船規則C編第20章又はCS編19章によることとして差し支えない。</p> <p>(b) 腐食予備厚については、バルクキャリア(貨物船又はタンカー(※1)であつて<u>施行規則第12条の2第5号のいずれかに該当する船舶をいう。</u>)にあつては、本項第10号に掲げる表に従い適用すること。ただし、上記バルクキャリア以外の船舶については、表12.1<1>のとおり読み替えて差し支えない。</p> <p>※1:区画規程第2条第2項に規定するタンカー</p> <p>表 (略)</p>	<p>2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示</p> <p>第2章 船体の水密を保持するための構造</p> <p>第4節 上甲板及び暴露された船楼甲板</p> <p>(上甲板等のハッチの閉鎖装置)</p> <p>本項において、鋼製ハッチカバの頂板、ハッチビーム、防撓材等の寸法、断面積、断面二次モーメント、断面係数等の計算については、NK鋼船規則C編第20章又はCS編19章によることとして差し支えない。</p> <p>腐食予備厚については、バルクキャリア(貨物船又はタンカー(※1)であつて<u>船舶区画規程第1条の5各号のいずれかに該当する船舶をいう。</u>)にあつては、本項第10号に掲げる表に従い適用すること。ただし、上記バルクキャリア以外の船舶については、表12.1<1>のとおり読み替えて差し支えない。</p> <p>※1:区画規程第1条の4に規定するタンカー</p> <p>表 (略)</p>	
<p>心得附則 (平成 20 年 12 月 25 日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 21 年 1 月 1 日より適用する。</p>		